

			第八十五号
		第五十七号	二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十五号	第五十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第一百二十三号	第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験
第一百三十号	第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験
（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）			
第三条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号（これらの規定を同令第一号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。）			

「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験

道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験

第一百二十三 号
道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
(審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報)
第三条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号（これらの規定を同令第一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

号 第百二十三

道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験

（自動車の車体改修等の請け出主の基準に係る細目等を定める告示）一部改正
第四条 自動車の改修改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和二年国土交通省告示第七百八十七号）の一部を次のよう改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削る。

(自動車の特定改造等)の許可は開てする技術上の基準に依る総合的な

自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和一）

次の表により、文王の開拓に屬する見守の旁泉を寸ノと邵子を以て重次付したる文王の後嗣に屬する見守の旁泉を寸ノと邵子のよう改め、文王の開拓及び文

傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを

掲げていないものは

（第六章）

第1条 自動車

定める基準は、

133 号技術的

卷之三

古漢圖書

第二章 省令第

規則7.1.2.に

(ナニヤー)

弟九卷

卷之三

走るノル

二 1年を超えない間隔又は必要に応じより短い間隔で、次のイ及びロに掲げる事項を国土交通大臣及び独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所に報告すること。

イ 協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.2.2.2.(g)に限る。）の監視に係る活動の結果（新たなサイバー攻撃に関する情報を含む。）

ロ （略）

（特定改造等の適確な実施のために必要な事項）

第4条 省令第5条第4号の告示で定める事項は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.11.、7.1.1.12.及び7.1.3.1.に限る。）に規定するプロセス並びに協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.4.2.に限る。）に規定するプロセス及び手順を確實に実行することとする。

（省令附則第2項に規定する国土交通大臣が告示で定めるもの）

第5条 省令附則第2項の告示で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第20項、第24項及び第26項の規定の適用を受ける自動車とする。

附 則

（削る）

（関係告示の廃止）

第2条 （略）

（削る）

（削る）

附 則

（施行期日）

第一条 うの告示は、令和三年一月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第六条、第111条第四項、第八十四条、第一百条第四項、第百六十一条及び第百七十八条第四項の改正規定 公布の日

二 次に掲げる規定 令和三年一月三十一日

イ 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第十八条第一項第二号、第二十条第四項第一号、第二十一条第三項、第四項及び第六項第四号、第七十二条の二、第九十六条第二項第二号、第九十八条第四項第二号、第九十九条第三項、第四項、第八項第四号及び第十項第一号ロ並びに第一百五十条の二並びに別添百一及び別添百二十から別添百二十一までの改正規定

ロ 第二条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十二条第十五項、第十三条第二十項、第十四条第二十項、第二十四項から第十六項まで及び第二十項並びに第五十五条の二の改正規定

ハ 第二条及び第四条の規定

二 1年を超えない間隔又は必要に応じより短い間隔で、次のイ及びロに掲げる事項を国土交通大臣及び独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所に報告すること。

イ 別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.(7)の監視に係る活動の結果（新たなサイバー攻撃に関する情報を含む。）

ロ （略）

（特定改造等の適確な実施のために必要な事項）

第4条 省令第5条第4号の告示で定める事項は、別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」3.1.1.、3.1.11.、3.1.12.及び3.3.1.に規定するプロセス並びに同別添3.4.2.に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする。

（省令附則第2項に規定する国土交通大臣が告示で定めるもの）

第5条 省令附則第2項の告示で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第20項の規定の適用を受ける自動車とする。

附 則

（経過措置）

第2条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第14条第22項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対するこの告示の適用については、第3条第1号中「3.2.2.(1)、(6)、(7)及び(8)」とあるのは「3.2.2.(1)、(6)及び(7)」と、別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.中「プロセスにより、別紙に規定するリスク及び軽減策を含め」とあるのは「プロセスにより」と、同別添3.2.2.(2)中「プロセス。当該プロセスにおいては、別紙のパートAに規定する脅威その他の関連する脅威が考慮されるものとする。」とあるのは「プロセス」とすることができるものとし、第3条第2号並びに同別添3.2.2.(8)及び3.2.3.から3.2.4.2.までの規定は、適用しない。

（関係告示の廃止）

第3条 （略）

別添1 プログラム等改変業務管理システムの技術基準

別添2 サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準

(経過措置)

第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条第二十二項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(以下「新告示」という。)の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(以下「旧告示」という。)第三条第一号中「[3.2.2.(1)、(6)、(7)及び(8)]」にあるのは「[3.2.2.(1)、(6)及び(7)]」及び「旧告示別添二「サバイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3・2・2・中「プロセスにより、別紙に規定するリスク及び軽減策を含め」」あるのは「プロセスにより」と、同別添3・2・2・(2)中「プロセス。当該プロセスにおいては、別紙のパートAに規定する脅威その他の関連する脅威が考慮されるものとする。」であるは「プロセス」であるが、どちらもとのとし、旧告示第三条第一号並びに同別添3・2・2・(8)及び3・2・3・から3・2・4・2・までの規定は、適用しない。

2 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条第二十五項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の適用については、新告示の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。